

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 公売(競売)農地の買受適格者証明願いについて
  - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
  - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
  - 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
  - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」に係る意見について
- 5 その他
- 6 閉会

○出席委員

農業委員(19名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、丸山和広委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(17名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、高山弥委員、北澤公司委員

○欠席委員 春日雄司委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)  
事務局 (佐々木局長)

(午後 2 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 7 年 10 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 19 名、推進委員 17 名中 17 名であります。なお、春日雄司委員からは欠席の連絡をいただいていることを報告いたします。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 19 番、山田喜英委員、3 番坂本秀文委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。なお、事前に長丘地区 若林栄吉委員からは、関連ある議案の連絡がございましたので、該当議案の審議は、退席をお願いいたします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題いたします。なお、番号 4 番は、若林栄吉委員が関連する案件であるため、後程審議いたします。

それでは、議案第 1 号のうち、番号 1 番から 3 番及び 5 番から 8 番について、審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、飯山市、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、田、外 1 筆、総面積 763 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、西条、〇〇〇〇、西条、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、畑、外 9 筆、総面積 15,305 平方メートル、経営移譲のため

番号 3 番、大俣、〇〇〇〇、大俣、〇〇〇〇、大俣〇〇〇〇、田、366 平方メートル、経営規模拡大のため

番号5番、木島平村、〇〇〇〇、壁田、〇〇〇〇、壁田〇〇〇〇、田、  
976平方メートル、経営規模拡大のため

番号6番、木島平村、〇〇〇〇、壁田、〇〇〇〇、壁田〇〇〇〇、田、  
683平方メートル、経営規模拡大のため

番号7番、深沢、〇〇〇〇、深沢、〇〇〇〇、深沢〇〇〇〇、畑、1744  
平方メートル、賃貸地の所有権移転のため

番号8番、穴田、〇〇〇〇、穴田、〇〇〇〇、穴田〇〇〇〇、田、外  
1筆、総面積269平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から3番及び番号5番から8番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号1番から3番及び5番から8番までを原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、議案第1号のうち、番号1番から3番及び5番から8番までを原案のとおり許可することに決しました。

（若林栄吉委員 退席）

引き続き、議案第1号のうち、番号4番を審議いたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

譲受人、柳沢、〇〇〇〇、譲渡人、壁田、〇〇〇〇、申請地、壁田〇〇〇〇、田、1012平方メートル、申請理由、経営規模拡大のため

以上、番号4番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認し

たところ該当していないものと考えます。

このため、許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号のうち、番号4番を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号のうち、番号4番を原案のとおり許可することに決しました。

（若林栄吉委員 入室）

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 桜沢、〇〇〇〇、壁田、〇〇〇〇、壁田〇〇〇〇、畑、938平方メートル、資材置場 敷地（一時転用）

申請地を公共工事に伴う、資材置場としたい。（許可～1ヶ年間）、2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号2番 金井、〇〇〇〇、金井、〇〇〇〇、若宮〇〇〇〇、畑、面積234平方メートル、

事業に使用している倉庫が手狭となったため申請地使用貸借し新たな農業用倉庫を建築したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号3番 草間、〇〇〇〇、茨城県取手市、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積825平方メートル、

会社に隣接する申請地を取得し事業用地を拡張したい。2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号4番 長野市篠ノ井、〇〇〇〇、一本木、〇〇〇〇、一本木〇〇〇〇、畑、551平方メートル、

申請地を取得し、共同住宅を建築したい。3種農地 則43

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第2号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 公売農地の買受適格者証明願いについてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第3号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について

先に買受適格者証明願いの概要について説明いたします。こちらにつきましては、差し押さえられた不動産等の公売において、その不動産に農地が含まれていた場合、入札に参加するためには農業委員会が発行する買受適格者証明書が必要となります。本件では、その公売の入札に参加したい者が農業委員会による買受適格者証明をいただきたいという意向がございましたので、その証明について審議するものです。

なお、入札後、今回の農地に関する売却決定通知書を受けた後に正式に農地の権利移転をする場合は、別途農地法3条の許可を申請することとなります。

では、本題に入ります。

番号1、公売物件、所在地、七瀬〇〇〇〇、地目、田、面積、308平方メートル、証明願出人、住所、七瀬、〇〇〇〇、近隣住民の迷惑となっていると耕作放棄地を管理するとともに、経営規模を拡大するため

なお、今回の証明願出人より令和7年10月9日付で、農地所有適格法人に関する要件届出書を受理しております。

以上につきましては、すべての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認めない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ、該当していないものと考えます。

また、こちらの売却決定通知書を受けた際は、農地法第3条に基づく許可申請をすることについても、証明願出人より承諾をいただいております。このため、本件について、買受適格者として証明することについて支障はないものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第3号について、証明することに賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。議案第3号について証明することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査） 議案第4号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について  
（説明）  
以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。  
ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号について意見無しとすることについて、賛成の委員の挙手をお願いします。  
挙手多数であります。議案第4号については意見なしとすることに決しました。

議長（増田会長） 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について  
（説明）  
以上であります

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

11番 芋川一浩委員 11番の芋川です。今回説明いただいた件で、3番の譲渡者と4番の譲受者の方の住所が一緒ですが、どのような関係でしょうか。

事務局（矢嶋主査） 親子でいらっしゃいます。

11番 芋川一浩委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（増田会長） 他にございますでしょうか。ありませんければ、お諮りいたします。  
議案第5号について、原案通り要請することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員であり、よって議案第5号は原案通り、要請することに決しました。

次に、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。  
事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査） 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
（説明）  
以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。  
ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号について、意見を

無しとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第6号を意見無しとすることに決しました。

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」に係る意見について

地域計画の変更内容 農振農用地からの除外に伴い目標地図からも除外する。

対象地区は平岡、竹原地区

目標地図を含む地域計画の内容としましては配布資料のとおりとなります。こちらにつきましては、建築物の設置に伴い、農振農用地からの除外が発生したものでありますが、地域計画上では現状、自ら耕作する農地として登録されていることから、それを外すという変更となります。以上となります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第7号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第7号は意見なしとすることに決しました。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。

4番 高橋直樹委員

4番の高橋です。議事とは関係ないのですが、議案第2号の1番が豊田の方にかかる橋の下に公園を作るための資材置場にしたいという話だったのですが、その公園が何なのかそういった情報があれば教えてもらいたいのですが。

事務局（佐々木局長）

あの橋を架けるにあたって、モデル的に水辺で自然と触れ合えるところを整備するというプロジェクトがあったと認識しております。市の発注ではありますが、明確なものがお答えできませんので、また資料を用意して皆さんにお配りできるようにします。

4番 高橋直樹委員

あそこは遊水地が出来るから危険性があるところに公園作るのかなっておもいましたが、そういうのも考慮してやっているはずですよ。ありがとうございます。

議長（増田会長）

他にございますでしょうか。

18番 山田喜英委員

18番の山田です。9月28日の信濃毎日新聞で農地バンクに貸した場合は固定資産税が半分ぐらいになるという記事が載っています。中野市ではこれをやられているんでしょうけど、どういった仕組みなんですよ。

うか。また、荒れた農地については、固定資産税が例えば1万円だとすると18,000円に変わるという記事が載っているのですが、中野市ではそれをやっていないということですが、どういったことなのか教えていただければと思います。

事務局（佐々木局長）

農地バンクの話ですが、委員の皆さんにおかれましても新聞報道でご存じかと思われませんが、県内の市町村が固定資産税を過大評価したのか過小評価したのか色々なケースがあるそうなのですが、この制度についてご説明します。

まず、農地バンク、正式名称でいうと中間管理機構になるのですが、農地の貸し借りについては、中間管理機構を通じたものと農地法第3条に基づく貸し借りになるのですが、この中間管理機構を通じた貸し借りをした場合、保有している全ての農地を貸すことが前提になるのですが、10年以上の貸し借りの場合は当初の貸し借りから3年間、15年以上の場合は貸し借りを始めてから5年間、固定資産税を2分の1にするということになります。

中野市では税務課で固定資産税の評価をしているので、農業委員会から税務課へ中間管理機構を通じて誰がどの土地を何年貸すかという情報を提供しております。この情報提供については、農業委員会から漏れなく税務課へ行っておりまして、課税の方も漏れなく評価しているとのことです。

新聞記事にもありましたけど、県内の市町村では税務部門か農業委員会なのかはわかりかねますが、その処理に関する引継ぎがうまくいってなかったと記載されておりました。

もう一度申し上げますが、中野市においては、これについては適正処理をしているということでございます。

18番 山田喜英委員

はい、すいません。もう1つ質問しているのですが、遊休荒廃農地の関係ですけど、新聞記事でいえば固定資産税が現状1万円であれば18,000円になるという点についてはどうでしょうか。

事務局（芋川局長補佐）

遊休荒廃農地に対する固定資産税への適用は行っておりません。

18番 山田喜英委員

適用していないということですね。それはわかるんですけど、知りたかったのはですね、固定資産税は農地の場合安くなっていますよね。それが遊休荒廃農地になった場合、その安くなっているのを外すのか、それとも固定資産税に上乘せするのか、どのような形になりますかね。

事務局（芋川局長補佐）

こちらの方で今手持ち資料がございませんので、改めて来月の総会までにもお答えさせていただきますのでよろしくお願ひします。

議長（増田会長）

また調べてご報告させていただきます。他にございますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（芋川局長補佐） 他にございますでしょうか。ないようですので、続いて、日程6 その他 に入ります。

（説明）

事務局（佐々木局長） 全体を含めて何かありましたらお願いします。  
ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。  
（午後3時30分 閉会）

-----  
以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 山田 喜英

署名委員 坂本 秀文